

## 尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業仕様書

### 1 件名

尾張旭市広告付き番号案内システム設置事業

### 2 事業実施期間

#### (1) 契約予定日

令和8年7月

#### (2) 事前準備期間

契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで

#### (3) 契約期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

#### (4) 準備期間の費用負担

契約締結日の翌日から令和8年9月30日までの事前準備期間において、事業者は事業開始に必要な引継ぎ、機器の設置に必要な調査及び工事等を実施する。また、これらにかかる費用は事業者の負担とする。

### 3 業務内容

広告付き番号案内システムの設置を行う事業者を公募型プロポーザルで選定し、番号案内システムと連動した広告用モニターの設置場所の利用対価として、広告の放映料を市に納入すること。

### 4 設置機器等の概要

#### (1) 発券機

ア 発券機の操作方式は、液晶画面等の全面タッチパネル方式であること。

イ 発券機の設置は1箇所とし、1番窓口及び2番窓口は、同一発券機で対応できるよう設定すること。

ウ 表示ディスプレイは、1画面に8業務以上の選択機能を備え、階層式に対応しており、3階層以上の設定が可能であり、30業務以上に対応していること。また、各業務の名称、待ち人数に目安となる待ち時間を表示可能であること。

エ 表示ディスプレイの業務数、業務名は、市職員で容易に変更できるものとするか、市が必要とする都度、提供者が変更対応すること。

オ 発券用紙は、3桁以上の受付番号・日付・発券時間・業務名・メッセージ等が印字できること。また、設定により1枚発券または2枚発券が選択できること。発券用紙に記載するメッセージ等の文言については、契約締結後、市と打ち合わせの上決定すること。

カ 日時及び曜日を管理する機能を有し、市の指定する日時や曜日により、受付する業務を変更できること。

キ 来庁者の選択により複数言語による表示が可能であること。4か国語以上に対応し、日本語、英語、中国語は必須とする。

ク 業務ごとの待ち人数等の情報を市民に提供する機能を設けるために Web 機能を活用する場合は、情報提供に使用する Web サイト等は提供者が用意し、市ホームページからリンクを貼るものとする。

ケ 発券プリンターを内蔵していること。

## (2) 呼出操作機

市民課1番・2番各窓口用に各1か所以上設置し、職員が呼出操作をすることが可能であり、以下の機能等を有すること。

ア 発券機や呼出用モニター等との連動が可能であること。

イ 2番窓口については、1台の操作器から全ての業務の呼び出しができること。また、職員が任意の業務を選択して呼び出しが可能であること。

ウ 業務ごとの直近の呼出番号、待ち人数及び待ち時間が確認できること。

エ 再呼出、任意呼出、取消し（来庁者がキャンセルした場合の対応）ができること。

オ 呼び出し済みの番号についても、再度呼び出すように任意に設定することが可能であること。

カ 執務室での使用にあたり、業務の支障とならない大きさ等のものであること。

キ 担当者の利便性を考慮し、タッチパネル式ではなく、打感のある押しボタン式であること。

## (3) 呼出用モニター

ア 呼出操作器からの番号呼び出し操作に連動した画面表示と音声による呼出機能を有し、呼出案内が分かりやすいものであること。

イ 窓口呼出状況等に連動した番号表示（各業務の待ち人数、手続き対応中の番号、最新呼出番号等）が表示できること。

ウ 画面サイズは50インチ程度の薄型・軽量型のものとし、設置は天吊り及び壁掛けとする。

エ 音声は、モニターと別に設置するスピーカーから発することも可とする。なお、市役所庁舎内の他業務及び市民課以外の来庁者に著しい影響を与えないよう配慮すること。

オ 1番窓口の受付カウンターに、個別で呼出番号が表示できる小型の表示機器を設置すること。

## (4) 広告用モニター

ア 画面サイズは、呼出用モニターと併設する場所では呼出用モニターと同サイズ以下のもの、広告用モニター単体で設置する場所では現状と同

程度とし、設置は天吊り及び壁掛けとする。

- イ 音声は、モニターと別に設置するスピーカーから発することも可とする。なお、庁舎内の他業務に著しい影響を与えないよう配慮すること。
- ウ 業務上必要がある場合は、職員が音量を調整する場合があるので、対応可能なものとする。
- エ 開庁時間外及び市が指定する時間以外は、放映しないこと。

(5) 執務室用モニター

- ア 執務室内に2台以上設置し、27インチ程度以下の大きさで、業務の支障とならないものであること。
- イ 受付待ちの人数等が業務ごとに表示されること。
- ウ 発券時に、10種類以上の音（業務により区別が可能なもの）により発券状況を職員に知らせる機能があること。
- エ 音声は、モニターと別に設置するスピーカーから発することも可とする。なお、庁舎内の他業務及び市民課以外の来庁者に著しい影響を与えないよう配慮すること。
- オ モニターの転倒や落下を防止する措置をとること。

(6) その他機器

以下の機能を有するために必要な機器を設置すること。

- ア 放映内容を受信し、更新すること。
- イ 各機器を連携させること。
- ウ 業務ごとの発券状況について、発券日時などの情報を出力できること。また、情報はCSVファイル等で出力できるなど、日々の集計やデータ保存、任意の期間を指定した集計、時間・日・曜日・業務ごとの発券数及び対応者数の集計等、情報の加工により様々な集計方法が可能になるものであること。

(7) メンテナンス

- ア 機械故障時の受付専用電話番号を市に提示すること。また、最低限、業務時間（平日午前8時30分から午後5時15分（開庁時間は午前9時から午後4時）、第2第4日曜日午前8時30分から正午）中の電話受付対応が可能であること。
- イ 修理については、来庁者及び職員への負担が最小限となるよう実施に留意すること。
- ウ 発券機等のメーカーや保守業者の営業所等、修理対応者のサービス拠点が愛知県内にあり、修理必要時にはおおむね1時間程度以内で市役所に到着できること。

(8) 機器導入時等

ア 機器導入時は、市指定日時に職員に対する操作方法等の研修を実施すること。

イ 導入後最初の開庁日、導入後最初及び2回目の日曜窓口実施日に、起動の確認に立会い、必要に応じ職員に操作説明等を行うこと。

## 5 機器等の設置場所

### (1) 設置場所

ア 尾張旭市役所 南庁舎1階 市民課 1番窓口待合スペース（広告用モニター、呼出用モニター、発券機）

イ 尾張旭市役所 南庁舎1階 市民課 2番窓口待合スペース（広告用モニター、呼出用モニター）

ウ 尾張旭市役所 南庁舎1階 市民課 執務室内（執務室用モニター、呼出操作機、その他機器）

エ 尾張旭市役所 北庁舎1階 ATM前ロビー（広告用モニター）

オ 尾張旭市保健福祉センター 2階 けんこうホール内（広告用モニター）

### (2) 市民課窓口開庁日時

ア 月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）の午前9時から午後4時まで。

イ 第2・第4日曜日の午前8時30分から正午まで。

### (3) 設置場所所在地

ア 尾張旭市役所  
尾張旭市東大道町原田2600番地1

イ 尾張旭市保健福祉センター  
尾張旭市新居町明才切57番地

### (4) その他

現在設置してある呼出用モニター、広告用モニター、発券機の設置場所を変更する場合は、市との協議が必要である。また、その費用は事業者の負担するものとする。

## 6 放送内容

(1) 広告用モニターでは、全放映時間のうち5分の1以上、行政情報を放映すること。なお、行政情報枠の放映素材の作成は、市が提供する情報に基づき、事業者が行うものとする。

(2) 広告の内容については、尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準並びに関係法令を順守するとともに、事前に市の審査を受けてその承認を得なければならない。

## 7 その他

- (1) 業務に使用する機器やシステムの変更があった場合は、事業者は市と協議のうえ、必要な措置を講じることとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じた事項があった場合については、市と事業者が協議のうえこれを定めるものとする。
- (3) 納入消耗品
  - ア 発券機用ロール紙（適宜補充）
  - イ カードポケット付きA4クリアホルダー 500枚（一括納入）